

▶中小企業高度化資金貸付制度◀ (中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)に基づく貸付)

| 貸付対象 | 高度化事業の種類 | 融資割合 | 償還期間 | 利率 |
|-------------------|---|------------|-------------------------------------|------------|
| 事業協同組合 | 工場等集団化事業、店舗等集団化事業、倉庫等集団化事業、商店街近代化事業、貨物自動車ターミナル等集団化事業 | 設置資金の65%以内 | 15年以内 (据置3年以内) | 年2.7% |
| 同連合会 | 小売商業店舗共同化事業、計算事務共同化事業、小売商業連鎖化事業、公害防止設備リース事業、共同施設事業、企業合同事業 | 同上 | 12年以内 (据置2年以内) | 年2.7% |
| 事業協同小組合 | 工場共同化事業 | 80%以内 | 16年以内 (据置2年以内) | 無利子 |
| 同連合会 | 事業転換合同事業 | 同上 | 16年以内 (据置4年以内) | 年2.7% |
| 協業組合 | 設備共同廃棄事業 | 90%以内 | 同上 | 無利子 |
| 同連合会 | 共同公害防止事業 | 80%以内 | 15年以内 (据置2年以内) | 同上 |
| 商工組合 | 共同転換事業 | 同上 | 16年以内 (据置4年以内) | 無利子又は年2.7% |
| 同連合会 | 同和高度化事業 | 同上 | 12年～16年以内 (据置2年～4年以内) | 無利子 |
| 商店街振興組合 | 知識集約化事業 | 同上 | 16年以内 (据置3年以内) | 同上 |
| 同連合会 | 特定商店街近代化事業、特定小売店舗共同化事業、特定商店街共同施設事業 | 同上 | 12年～16年以内 (据置2年～3年以内) | 同上 |
| 企業組合 | 特定小売商業連鎖化事業 | 70%以内 | 12年以内 (据置2年以内) | 年2.7% |
| 企業合同事業を行う中小企業たる会社 | 工場共同利用事業、小売商業店舗共同利用事業 | 90%以内 | 15年以内に施設設置期間加算 (据置2年以内に施設設置期間加算) | 同上 |
| | 構造改善等高度化事業 | 70%以内 | 12年～16年以内 (据置2年～4年以内) | 無利子又は年2.7% |

▶融資制度◀

| 制度名 | 目的 | 融資条件 | | |
|--------------------------|---|------------------------------------|---|------------------------|
| | | 融資限度 | 融資利率 | 融資期間 |
| 中小企業振興対策資金 | 中小企業(重点業種等)の振興 | 1企業 1,000万円 1組合 5,000万円 | 年6.75%以内 (保証料率0.85%) | 3年以内 (据置6か月以内) |
| 小売商業近代化資金 | 小売商業の近代化促進 | 1企業 2,000万円 1組合 1億円 | 年6.7%以内 (保証料率0.9%) | 6年以内 (据置1年以内) |
| 中小企業高度化促進資金 | 中小企業の高高度化促進 | 1組合 1億円 1組合員 3,000万円 1会社 1億円 | 年6.25%以内 | 3年以内 |
| 季節資金 中元資金 年末資金 | 季節的な運転資金の円滑な融通 | 1企業 300万円 1組合 600万円 | 地方銀行 年7.0%以内 相互銀行 } 信用金庫 } 年7.25%以内 信用組合 } 商工中金 } | 中元資金 6月 年末資金 10月～2月 |
| 中小企業不況対策資金 | 不況下の中小企業の経営安定 | 1企業 500万円 | 年6.0%以内 (保証料率0.85%) | 5年以内 (据置1年以内) |
| 公害防止施設整備資金 | 中小企業の公害防止施設の整備促進 | 1組合員 1,500万円 | 1組合員年8.0%以内 (このうち県が5.0%以内の利子補給) | 7年以内 (据置2年以内) |
| 中小企業特別小口資金 信用組合小口融資資金 | 小規模企業の経営安定と共済制度の加入促進 信用協同組合の育成及び組合員の経営安定 | 1企業 300万円 1組合員 300万円 | 年6.5%以内 (保証料率0.83%) | 3年以内 (据置6か月以内) |
| 小企業安定資金 | 小企業者の経営安定 | 1企業 250万円 | 年7.5%以内 地方銀行 } 相互銀行 } 年7.0%以内 信用金庫 } 信用組合 } (保証料率年0.85%) | 3年以内 |
| 中小企業設備近代化資金 | 中小企業の設備近代化促進 | 1,200万円(設置に要する金額の1/2以下) | 無利子 | 4年6か月 |
| 中小企業設備貸与制度 | 小規模企業の設備近代化促進 | 1,200万円(1,200万円を超える場合はその金額を前納) | 保証金及び損料 設備貸与額の10%の保証金 その他年5%の損料 | 5年 (据置1年) |

小規模企業対策の充実

本県において小規模企業は八六・二%を占めており、これらは概して資金、情報面等で貧しい立場にあり、きめ細かな施策が要求されています。これらの強力な推進にあたっては県下に商工会八十四ヶ所、商工会議所九ヶ所に経営指導員及び補助員二百七十九人、記帳専任職員等百六十人、その他の職員八十一人を設置し経営の相談指導、記帳の相談指導、代行等を行っています。

このほか小規模企業に対しては、小企業等経営改善資金融資制度、設備の近代化に対する資金等の助成、小規模企業共済制度など金融、税制面で措置がなされています。

診断指導事業の充実

中小企業は産業界において重要な位置を占めているわけですが、その特殊性から近代化・合理化が遅れています。そこでこれらに対する企業自身の自助努力の助長策として、県は当該企業の現状分析と対策教示の診断事業を職員二十六名及び民間指導員二十名をもって当っています。診断指導は個別企業を対象とするもののほか、産地診断指導、構造改善診断指導、商店街診断指導、広域商業診断指導、高度化事業に係る診断指導、設備の近代化に係る診断指導等を行っています。

中小企業構造の高度化

中小企業は数の過多性、規模の過小性等の構造問題を有していますが、中小企業者の生産性向上を図るため同業種や関連の深い中小企業者が共同化、協業化あるいは集約化を行うことが得策と考えられます。これらの事業について県は一定の条件に合致したものに、土地、建物等の事業費の全額又は一部について六五〇%の資金を十二～十六年間年率二・七%又は無利子の低利で貸付けています。

これまで本県において取り上げられた主な事業は次のとおりです。

- 熊本総合鉄工団地、荒尾鉄工団地、人吉鉄工団地、熊本南工業団地、熊本木材工業団地、熊本総合工業団地。
- 山の手ストア、宇土市ショッピングセンター、三角ショッピングセンター、菊池ショッピングセンター等。
- 山鹿温泉商店街、八代市1、2、3丁目商店街(アーケード、駐車場)、熊本市上通3、4及び5丁目商店街(アーケード)。

中小企業の組織化の推進

中小企業は一般に不利な立場にたたえられることが多いことに鑑み、同業者等が相寄り、相集り組織化することで生産性

の高揚を図り、価値実現力を高め、対外交渉力、競争力の強化を目的として、現在各種の組織制度が定められています。

例えば、中小企業の事業者が協同して事業を行うための中小企業等協同組合制度、業界の改善発達を図るための協業組合、商工組合制度また共同経済事業や環境整備事業を行うための商店街振興組合等があり、現在県下に九百七十八組合が設立されています。これらの組合に対しては中小企業団体中央会が指導に当るほか、金融、税制面などの助成措置が講じられています。

中小企業金融の充実

現在の中小企業の厳しい経営状況に対処するため、県は金融面において種々の融資制度を設けています。また融資条件の改善、貸出利率の引下げを図っております。更に企業の体質改善のための中小企業高度化資金貸付制度を設けて拡充を図っています。なお県の融資制度の概要は別図のとおりです。

大型店舗進出の調整

県は小売業界におけるスーパーの急激な進出が周辺の中小小売商に大きな影響を与えているため「熊本県小売商業活動の調整に関する条例」を昭和五十一年十一月に施行し、売場面積三百平方メートル以上千五百平方メートル未満の小売店舗の新規出店について届出を義務づけて

おり、そのうち地元と相当の影響を与えるものについては、調整を行うことになっています。調整の内容は出店期日、店舗面積、閉店時間、休日の四項目であり知事は熊本県小売商業活動調整審議会の意見に基づき調整を行うことになっています。条例施行後、現在まで二十八店舗の出出があり、大型小売業者が入居する六店舗については県審議会の意見を聞いて売場面積縮小などを調整しており、当該届出者は県審議会の意見どおり届出事項の変更を行っています。

下請企業の育成

昭和四十年以降の進出企業数は約百六十社にのぼりましたが、その後の不況化は進出企業はもとより関連県内下請企業千二百社に深刻な経営難を生じさせています。

そこで県では(財)熊本県中小企業振興公社及び親企業協力のもとに、取引のあせんで下請取引の適正化と安定化のため次の事業を推進しています。

- 中小企業の近代化・合理化を図るための機械設備の貸与及び譲渡。
- 下請取引の適正化と安定化を図るための紹介あせせん。(登録企業を対象)
- 下請取引に係る苦情または紛争の相談調停。
- 中小企業のために必要な調査、研究、経営、診断・指導及び技術指導。(商工労働水産部)